

## 区分支給限度基準額の見直しについて

消費税率の引上げに伴う介護報酬のプラス改定により、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じるため、次のとおり、2014年（平成26年）4月から区分支給限度基準額の引上げが行われます。

なお、福祉用具購入費及び住宅改修費に係る支給限度基準額については、当該サービスが制度創設時から公定価格ではないことから、引上げは行われません。

### 1 見直しの内容について

#### (1) 居宅介護（介護予防）サービス費等区分支給限度基準額

	見直し前		見直し後
要支援1	4,970単位	⇒	5,003単位
要支援2	10,400単位	⇒	10,473単位
要介護1	16,580単位	⇒	16,692単位
要介護2	19,480単位	⇒	19,616単位
要介護3	26,750単位	⇒	26,931単位
要介護4	30,600単位	⇒	30,806単位
要介護5	35,830単位	⇒	36,065単位

#### (2) 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護費に係る限度単位数

	見直し前		見直し後
要支援1	4,970単位	⇒	5,003単位
要支援2	10,400単位	⇒	10,473単位
要介護1	17,024単位	⇒	17,146単位
要介護2	19,091単位	⇒	19,213単位
要介護3	21,280単位	⇒	21,432単位
要介護4	23,347単位	⇒	23,499単位
要介護5	25,475単位	⇒	25,658単位

### 2 介護保険被保険者証の取扱いについて

#### (1) 2014年（平成26年）4月1日以降に交付するもの

見直し後の区分支給限度基準額を記載します。

#### (2) 2014年（平成26年）3月31日以前に交付したもの

見直し前の区分支給限度基準額が記載されていますので、見直し後の区分支給限度基準額に読み替えて対応してください。

※ 給付管理及び介護給付費請求の際は、十分に御留意ください。